## 特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター 2020年度通常総会議案書

#### 1 審議事項

議案第1号	2019年度事業報告について	2
議案第2号	2019年度決算について	1 0
2 報告事項		
報告事項1	2020年度事業計画について	1 7
報告事項2	2020年度予算について	• • • • • 2 2
3 その他		

日時 2020年5月23日(土)午後3時から午後4時まで

会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター

### 特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター 2019 年度事業報告

#### 1 はじめに

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター(以下、「当法人」という。) は、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町(以下「4市町」という。)が4市町の住民 を対象に、成年後見制度の利用相談、普及啓発等を目的として尾張北部権利擁護支 援センターを設置するに当たり、この業務を受託するために設立された法人です。

したがって、当法人の事業は、4市町から委託を受けた「尾張北部権利擁護支援 センター運営事業」とそれに付随する業務(法人後見受任等)となります。

2019 年度は、愛知県から、令和元年度市民後見推進事業委託業務の委託を受け (尾張東部権利擁護支援センターと共同受託)、市民後見セミナーを開催しました。

#### 2 尾張北部権利擁護支援センター運営事業

#### (1) 相談業務(資料1-1、1-2、1-3)

○ 2019年度の相談実績は、205人を対象に延べ1,160件(昨年度延べ573件)です。[資料1-1]

なお、2018年度は初年度であり、住民向けの相談業務は7月から開始しています。

- 相談にかかるご本人の属性は、認知症94人、知的障害15人、精神障害23人、高次脳機能障害12人、身体障害5人、認知症以外の高齢者42人、認知症・障害等なし11人です。認知症の方が45.8%を占めます。「資料1-1]
- <u>市町村別</u>には、小牧市108人(52.7%)、岩倉市55人(26.8%)、 大口町9人(4.4%)、扶桑町25人(12.2%)、その他8人(3.9%)です。[資料1-1]
- 相談の経路(相談者) は、全体1,720件(重複カウントあり)のうち本人(189件)、親族(319件)が29.5%(昨年度29.3%)を占め、残りは、行政(315件)、地域包括支援センター(205件)、介護支援専門員(ケアマネジャー)(125件)、病院(125件)、障害者相談支援センター(60件)、社会福祉協議会(32件)等です。相談相手先の7割が関係機関です。[資

#### 料1-2]

- 相談内容は、制度説明(143件)、制度の利用検討(353件)、申立て手続の支援(318件)であり全体1,545件(重複カウントあり)の52.7%(昨年度)を占めます。このほか、専門職後見人支援177件、判断能力・診断書・鑑定書について134件、不安の解消について117件です。[資料1-2]
- 相談の方法は、全体573件のうち、電話(560件)に対し、来所相談(196件)、訪問(160件)、ケース会議(107件)、巡回相談(37件)の順となっており、面談・会議により時間をかけて対応しています。[資料1-3]
- <u>巡回相談</u>は、センターに来所が困難な相談者に対応するため、毎月1回ずつ各市町を相談員が巡回して相談を受けています(1日あたり3回の枠あり)。なお、小牧市について、ふれあいセンターから東部市民センターに変更しました。市町別相談件数は、小牧市(2件)、岩倉市(8件)、大口町(5件)、扶桑町(20件)でした。[資料1-3]
- 市長・町長申立てにあたっての支援を行い、相談事案としては、小牧市6件、 岩倉市7件、大口町0件、扶桑町2件の合計15件であり、申立件数は、小牧市 5件、岩倉市3件、大口町0件、扶桑町0件の合計8件です。[資料1-3]
- <u>親族申立て支援</u> 申立てを希望される方に、申立書類の作成の助言をしており、計32件の申立て支援を行いました。[資料1-3]

#### (2) 法人受任

- 法人受任は、社会福祉士が受任することが望ましい案件でかつ個人での受任が 困難な場合に、適正運営委員会(後記)の審査を受けて、限定的に受任をしてい ます。
- 年度末現在の受任件数は、後見類型 2 件(岩倉市、大口町)、保佐類型 1 件(岩 倉市)の計 3 件です。[資料 1 – 3]

#### (3)後見人支援

○ 尾張北部権利擁護支援センターが受任候補者の調整に関わった後見人等について、それまでの福祉関係者等とのケース会議のセットや施設との話し合いの立ち会いをするほか、経験の少ない後見人等に対して助言をするなどの支援を行っています。

#### (4)研修事業

研修をすることで制度への理解が広がり、相談にもつながることから、研修事業 に積極的に取り組みました。

#### ア 行政職員・福祉職のための成年後見制度研修会

- 日時 2019年5月24日(金)
- 会場 扶桑町
- 参加人数 96人
- 講師 センター職員

#### イ 権利擁護講演会

- 日時 2019年7月27日(土)
- 会場 岩倉市総合体育文化センター多機能ホール
- 参加人数 89人(台風による荒天)
- テーマ 「認知症になっても安心して暮らしたい」
- 講師 厚生労働省成年後見制度利用促進室専門官 川端伸子氏 パネルトーク パネラー 弁護士 深見早惠氏

岩倉市健康福祉部長寿介護課長 原 咲子氏 尾張東部成年後見センター長 住田敦子氏

#### ウ 住民のための成年後見制度勉強会

- 日時 2019年12月21日(土)
- 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター大会議室
- 参加人数 75人
- 講師 センター職員

#### 工 権利擁護支援者養成研修

- 日時 2019年9月18日・25日
- 会場 大口町健康文化センター
- 参加人数 27人
- 講師 深見早惠弁護士はじめ6名

#### オ 地域連携ネットワーク研修会

#### (第1回)

- 日時 2019年9月19日(木)午後2時から4時まで
- 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター大会議室

- テーマ 「知っておきたい年金の基礎知識」
- 〇 講師 社会保険労務士 後藤尚美氏
- 参加人数 42人

#### (第2回)

- 日時 2019年11月15日(金)午後2時から4時まで
- 会場 岩倉市障害学習センター研修室1・研修室2
- テーマ 「精神疾患のある人の支援のヒント」
- 〇 講師 精神保健福祉士 舘未輝子氏
- 参加人数 57人

#### (第3回)

- 日時 2020年1月15日(水)午後2時から4時まで
- 会場 岩倉市障害学習センター研修室1・研修室2
- テーマ 「在宅のくらしを支える」~在宅医療の実践と思い~
- 講師 正翔会クリニック 理事長 長尾強志氏
- 参加人数 47人

(第4回) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催延期

- 日時 2020年3月12日(水)開催予定
- 会場 扶桑町中央公民館
- テーマ 「司法書士の後見日誌 |
- 〇 講師 司法書士 大村万理氏
- カ 要請に基づく講師派遣等(資料1-4)
  - 地域包括支援センター、民生委員協議会、居宅介護支援事業所連絡会、障害 者福祉施設などから依頼を受け、研修会講師を務めました。
  - 岩倉市認知症地域支援ネットワーク会議、愛知県社会福祉協議会成年後見制度利用促進委員会、尾張北部医療圏認知症疾患医療連携協議会に委員として参加。認知症施策、成年後見制度利用促進等にかかる情報を得るとともに、成年後見制度の普及に役立っています。
- キ 地域における権利擁護支援の基盤づくりに関する合同研修会 担当4市町の社会福祉協議会と合同で「地域における権利擁護支援の基盤づくり

合同研修会」を開催しました。犬山市、春日井市、江南市の各社会福祉協議会にも オブザーバー参加しました。新たな仕組みをつくりだすまでの成果はありませんで したが、地域の社会福祉協議会と意見交換の場を持つことで、課題を共有できたこ とは意義がありました。また、半田市の行政、社協、福祉・医療の専門職による取 組を公開講座として聞くことができ、その後、当地域でも身元保証問題等を考える 連携の動きが見られるようになりました。

- テーマ1 日常生活自立支援事業と成年後見制度について
- テーマ2 身元保証及び生活支援等の課題と対応について

#### (第1回)

- 日時 2019年6月3日(月)午後2時から4時15分まで
- 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター大会議室

#### (第2回)

- 日時 2019年8月1日(木)午後2時から4時15分まで
- 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター大会議室

#### (第3回)

- 日時 2019年10月18日(金)午後2時から4時まで
- 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター大会議室
- 公開研修 「半田市の地域包括ケアを学ぶ」
- 講師 半田市福祉部高齢介護課 主査 木村智恵子氏半田市地域包括支援センター 副センター長 對馬清美氏
- 参加者 62名

#### (第4回)

- 日時 2020年1月27日(月)午後2時から4時まで
- 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室

#### 3 令和元年度愛知県市民後見推進事業(愛知県委託事業)

愛知県市民後見推進事業の運営事業者の公募があり、尾張東部成年後見センターと共同事業体を構成して応募したところ、採択され、2020年3月3日に「市民後見セミナー」を名古屋市能楽堂で開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中でしたが、約80名の方が参加いただきました。参加できなかった方々のために、講義録をまとめ郵送するとともに、ビデオを当センターのホームペ

- ージに公開しています。
- (1)内容
  - ・テーマ 「能楽堂で学ぶ市民後見」
  - 第1部 「漫才で笑って学ぶ成年後見」
  - 第2部 講演「市民後見の目指すもの」
  - 第3部 パネルトーク「市民後見活動の実際 あなたにできる地域貢献 |
- (2) 日時・会場・参加人数
  - · 日時 2020年3月3日(火) 13:00~16:10
  - · 会場 名古屋市能楽堂
  - ・参加人数 77人 (事前申込みは270人。新型ウイルスの影響で参加減)

#### 4 法人組織体制

- (1) 理事会
  - 第1回 日時 2019年4月9日(火)午前10時から正午 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター2階視聴覚室
  - 第2回 日時 2019年5月16日(木)午前10時から正午 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
  - 第3回 日時 2019年8月29日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
  - 第4回 日時 2019年12月20日(金)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
- (2) 総会
  - 定時総会 2019年5月25日(土)午後3時から4時30分まで 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター大会議室 会員総数36人(法人会員6法人、個人会員26人)
- (3) 適正運営委員会
  - 委員構成

弁護士 深見早惠 (愛知県弁護士会)

司法書士 大村万理(公益社団法人成年後見リーガルサポート)

社会福祉士 坂本由香利 (一般社団法人愛知県社会福祉士会)

精神保健福祉士 舘未輝子 (一般社団法人愛知県精神保健福祉士協会)

社会保険労務士 後藤尚美(一般社団法人社労士成年後見センター愛知)

関係市町の職員 小牧市健康福祉部長寿・障がい福祉課長

関係市町の職員 岩倉市健康福祉部福祉課長

関係市町の職員 大口町健康福祉部福祉こども課長

関係市町の職員 扶桑町健康福祉部福祉児童課長

#### 〇 協議事項

- 相談実績、研修事業の報告
- ・法人受任後見事務の経過報告と相談(助言を求める)
- 受任者候補者調整
- ・その他

#### 〇 開催実績

- 第1回 日時 2019年4月23日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
- 第2回 日時 2019年6月24日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
- 第3回 日時 2019年8月8日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
- 第4回 日時 2019年10月10日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
- 第5回 日時 2019年12月12日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室
- 第6回 日時 2020年2月6日(木)午後3時から4時30分まで 会場 小牧市総合福祉施設ふれあいセンター視聴覚室

#### (4) その他

尾張北部権利擁護支援センター運営協議会

委託元である4市町の担当課長が出席して、尾張北部権利擁護支援センター運営 事業について協議する運営協議会があり、年3回開催されています(主催は幹事 市)。当センターからも出席しています。

第1回 日時 2019年5月27日(月)午前10時から正午会場 小牧市役所東庁舎1階会議室1-1

第2回 日時 2019年8月27日(火)午前10時から正午まで

会場 小牧市役所東庁舎1階会議室1-1

第3回 日時 2020年2月3日(月)午前10時から正午まで会場 小牧市役所本庁舎2階会議室2-4

#### 5 職員体制

2020年3月末時点の職員体制は、次のとおりです。

センター長(社会福祉士、常勤、相談員兼務)

専門相談員(社会福祉士、常勤)

相談員 (社会福祉士、非常勤(週4日、7時間/日))

事務職員 (非常勤(週4日、7時間/日))

# 2019年度 特定非営利活動事業会計 貸借対照表

2020年3月31日 現在

特定非営利活動法人	尾張北部権	利擁護支援セン	ノター		(単位 :円)
科目	• 摘	要	金	<b>全</b>	頂
I 資産の部 1 流動資産 現金・預金 未収入金 流 動 資 産	合 計		2,319,344 1,799,600	4,118,944	
2 固定資産 建物 減価償却累計額 建物附属設備 減価償却累計額 構築物			0		
減価償却累計額 機械装置 減価償却累計額 車両運搬具	質		0		
減価償却累計額 工具器具備品 減価償却累計額 ジフトウェア			0 0 782,550		
固定資産	合 計			782,550	
資 産 合	計				4,901,494
Ⅱ 負債の部 1 流動負債 買掛金 未払金 預り金 未払法人税等 流 動 負 債	合 計		269,628 986,056 170,627 152,600	1,578,911	
固定負債 負債 合				0	1,578,911
Ⅲ 正味財産の部 前期繰越正 当期正味財産 正味財産				2,942,283 380,300	3 227 502
					3,322,583
負債及び正味具	7 ) 生 一 計				4,901,494

## 2019年度 特定非営利活動事業会計 財産目録

2020年3月31日 現在

	6	2020年3月3	1日 現在			
特定非営利活動法人	尾張北部権利擁護支	援センター				(単位 :円)
科 目	• 摘	要		金	額	
I 資産の部						
1 流動資産						
現金			0			
普通預金	三菱東京UFJ銀行		2,115,001			
普通預金	ゆうちょ銀行		85,159			
普通預金	東春信用金庫		119,184			
現金預金合計				2,319,344		
未収入金	で ( 1日 ナル) 1 1 3m		1 700 600			
セミナー委託料	愛知県高齢福祉課		1,799,600	1 700 600		
未収入金合計 流動資産合計	L			1,799,600	4 110 044	
					4,118,944	
2 固定資産 (1) 有形固定資産						
(2)無形固定資産						
ソフトウェア			782,550			
無形固定資産合調	<b></b>		162,550	782,550		
固定資産合計			ŀ	102,000	782,550	
資産合計					102,550	4,901,494
Ⅱ 負債の部						1,001,101
1 流動負債						
買掛金						
カート、払経費	JCBカート゛		269,628			
買掛金合計			Í	269,628		
未払金						
尾張東部支援C	委託料		272,823			
年金事務所	社会保険料2.3月分		206,108			
小牧市役所	光熱費		113,446			
従業員	給料3月分		334,486			
その他			59,193			
未払金合計				986,056		
預り金						
	源泉所得税		49,427			
	市県民税		121,200			
預り金合計				170,627		
未払法人税等						
	法人税		54,700			
	地方法人税		2,300			
	県民税		22,700			
	事業税		17,700			
+ +1 ½+ 1 1½ bb A	市民税		55,200	150.000		
未払法人税等合				152,600	1 570 011	
流動負債合計	Γ				1,578,911	
2 固定負債	L					
固定負債合計					0	

1,578,911

3,322,583

負 債 合 計

正味財産

## 2019年度

### 活動計算書

2019年4月1日 から 2020年3月31日 まで

特定非営利活動法人 尾張北部権利擁護支援センター

(単位:円)

科目	金	—————————————————————————————————————	1 (十四 11)
	金	卷 	ŧ
I 経常経常収益			
1. 受取会費			
1) 受取入会金	50,000	F0.000	
2) 受取会費 2. 受取寄付金	59,000	59,000	
2. 受取寄付金 3. 受取助成金等			
4. 事業収益			
1) 権利擁護相談事業収益	9,750,000		
2) 成年後見事業収益	9,750,000		
3) 権利擁護普及啓発事業収益	9,876,919		
4) 関連団体連携促進事業収益	0,010,010		
5) 後見事務提供事業収益	426,000		
6) その他事業収益	1,526,777	21,579,696	
5. その他収益		, ,	
1) 受取利息配当金	46		
2) 雑収入	82,800	82,846	
経 常 収 益 計			21,721,542
Ⅱ 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	11,223,147		
雑給	31,040		
賞与	1,217,100		
報酬費	388,800		
謝金 法定福利費	427,470 1,510,092		
福利厚生費	225,000		
人 件 費 計	15,022,649		
(2) その他経費	10,022,010		
旅費交通費	807,512		
通信費	684,974		
会議費	38,763		
減価償却費	199,800		
賃借料	160,200		
地代家賃	132,000		
リース料	1,288,224		
保険料	10,800		
修繕費	33,372		
水道光熱費 消耗品費	113,446		
租税公課	612,071		
講師謝金	4,800 483,830		
事務用品費	144,828		
印刷製本費	403,752		
支払手数料	58,072		
諸会費	28,950		
研修費	25,266		
新聞図書費	101,133		
教材費	77,414		
雑費	0		
その他経費計	5,409,207		
事業費計		20,431,856	
I	1 12	I	
	- <del>-</del>		

1			1
2. 管理費 (1) 人件費	44.000		
福利厚生費	14,338		
人 件 費 計	14,338		
(2) その他経費			
通信費	9,871		
会議費	3,439		
消耗品費	235,782		
租税公課	22,700		
支払手数料	374,656		
諸会費	12,000		
その他経費計	742,448		
管 理 費 計		756,786	
経常費用計			21,188,642
税引前当期正味財産増減額			532,900
法人税・住民税及び事業税			152,600
当期正味財産増減額			380,300
前期繰越正味財産額			2,942,283
次期繰越正味財産額			3,322,583

### 計算書類の注記

#### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO会計基準(2017年12月12日最終改正、NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 最終仕入原価法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却方法 有形固定資産は法人税法の規定に基づく定率法(但し建物・附属設備及び構築物は定額法) 無形固定資産は定額法
- (3) 消費税の会計処理 消費税の会計処理は、税込経理によっています

#### 2. 事業損益の状況

科目	権利擁護 相談事業	成年後見 事業	権利擁護普及 啓発事業	関係団体 連携促進事業	後見事務 提供事業	その他 事業	合 計
I. 経常収益							
1. 受取会費							0
2. 受取寄付金							0
3. 受取助成金等							0
4. 事業収入	9,750,000	0	9,876,919	0	426,000	1,526,777	21,579,696
5. その他収入							0
経常収益計	9,750,000	0	9,876,919	0	426,000	1,526,777	21,579,696
Ⅱ. 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	5,222,160	0	5,290,812	0	228,471	481,704	11,223,147
維給	0	0	12,880	0	0	18,160	31,040
賞与	566,320	0	573,765	0	24,777	52,238	1,217,100
報酬費	388,800	0	0	0	0	0	388,800
謝金	143,687	0	222,108	0	10,385	51,290	
法定福利費	702,651	0	711,888	0	30,741	64,812	1,510,092
福利厚生費	104,694	0	106,074	0	4,578	9,654	225,000
人件費計	7,128,312	0	6,917,527	0	298,952	677,858	15,022,649
(2) その他経費							
旅費交通費	542,037	0	244,112	0	16,263	5,100	807,512
通信費	131,969	0	330,348	0	10,526	212,131	684,974
会議費	4,455	0	17,368	0	0	16,940	38,763
減価償却費	97,145	0	98,410	0	4,245	0	199,800
賃借料	0	0	0	0	0	160,200	160,200
地代家賃	65,540	0	66,460	0	0	0	132,000
リース料	628,851	0	637,077	0	22,296	0	1,288,224
保険料	0	0	0	0	10,800	0	10,800
水道光熱費	56,401	0	57,045	0	0	0	113,446
消耗品費	242,751	0	310,486	0	11,059	47,775	612,071
租税公課	988	0	1,412	0	2,400	0	4,800
講師謝金	0	0	212,290	0	0	271,540	
事務用品費	70,324	0	71,140	0	3,364	0	144,828
印刷製本費	0	0	162,935	0	0	240,817	403,752
支払手数料	22,899	0	30,332	0	1,321	3,520	58,072
諸会費	14,442	0	14,508	0	0	0	28,950
研修費	22,000	0	3,266	0	0	0	25,266
新聞図書費	49,739	0	50,432	0	962	0	101,133
教材費	0	0	77,414	0	0	0	77,414
維費	0	0	0	0	0	0	0
その他経費計	1,966,015	0	2,401,933	0	83,236	958,023	5,409,207
経常費用計	9,094,327	0	9,319,460	0	382,188	1,635,881	20,431,856
当期事業増減額	655,673	0	557,459	0	43,812	△ 109,104	1,147,840

#### 3. 役員及びその近親者との取引の内容

科	Ħ	財務諸表に計 上された金額	内役員及び近 親者との取引
該当なし			
合	計	0	0

#### 4. 固定資産の増減内訳

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計	期末帳簿価額
建物				0		0
建物付属設備				0		0
構築物				0		0
機械装置				0		0
車両運搬具				0		0
器具備品				0		0
ソフトウェア		999,000		999,000	216,450	782,550
合 計	0	999,000	0	999,000	216,450	782,550

#### 5. 使途が制約された寄付等の内訳

使途が制約された寄付等の内訳は以下のとおりです。当法人の正味財産は 3,322,583 円ですが そのうち使途が制限された財産はありません。

	内	容	前期繰越額	当期受入額	当期減少額	次期繰越額	備	考
該	当なし							
	合	計						

#### 監查報告書

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

理事長 前 原 宏 一 様

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センターの2019年4月1日から20 20年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち活動計算書、貸借対照表及び 財産目録ならびに関係帳簿、証拠書類の監査を行いました。

監査の結果、上記書類が一般に公正妥当と認められること、ならびに適正にして正確に表示されているものであることを認め、ここに報告いたします。

2020年5月13日

監新新教

## 特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター 2020年度事業計画

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修事業については、当面開催を 見合わせるとともに、相談業務についても、ホームページの充実を図るなど 工夫をして、より効率的な相談対応を心がけることとします。

#### 1 運営の基本方針

成年後見制度を権利擁護のツールとして積極的に活用するとともに、本人らしい暮らしを支える権利擁護支援の地域連携ネットワークをつくる。

#### 2 2020年度運営方針

- (1)権利擁護、成年後見制度及び権利擁護支援センターの周知
- (2) 各市町の社会資源等の実情の把握と関係機関とのネットワークづくり
- (3) 中核機関としての仕組みづくり
- (4)市町成年後見制度利用促進計画策定支援
- (5) 新たな相談・研修方法の検討

#### 3 主な事業(受託事業)

- (1) 成年後見制度相談事業
  - ア 電話相談 (ビデオ通話による相談も対応)
    - ・平日午前9時から午後5時まで
  - イ 面談相談
    - ・平日午前9時から午後5時まで
      - 原則、予約制
  - ウ巡回相談
    - 1組50分で、1日3組(午後1時30分~2時20分、2時30分
      ~3時20分、3時30分~4時20分)

・ 受付は、尾張北部権利擁護支援センター(電話、ファックス)で行う。

市町	開催日	会場
小牧市	第1火曜日	小牧市東部市民センター会議室
岩倉市	第2水曜日	岩倉市ふれあいセンター福祉団体活動室
大口町	第3火曜日	大口町健康文化センター相談室
扶桑町	第4木曜日	総合福祉センター相談室 1

#### (2) 申立て支援

#### ア 親族申立て

- ・親族からの相談が、そのまま申立てに繋がるケースが多く、申立て の支援を行う。
- イ 市長・町長申立て

#### (3)ケース対応

- ア 判断能力が不十分な方が関わる虐待、自立支援など、成年後見制度 の利用を検討するため、ケース検討会議に参加する。
- イ 成年後見制度の利用が必要な場合は、申立支援、後見人等候補者の 調整を行う。
- ウ 必要な場合には、法人受任を行う(法人受任ガイドライン)。
- (4)権利擁護・成年後見制度にかかる講演会、研修会等
  - ア 権利擁護講演会(大口町)
  - イ 権利擁護支援者養成研修(扶桑町)
  - ウ 行政職員・福祉職員のための成年後見制度研修会(小牧市)
  - エ 住民のための成年後見制度講習会(岩倉市)
  - オ 権利擁護支援地域連携ネットワーク研修会
  - カ 地域住民(老人クラブ、民生委員協議会等)からの依頼による勉強 会
  - キ 地域の支援組織(地域包括支援センター、自立支援協議会等)から

#### の依頼による勉強会

- (5) 運営組織
  - ア 運営協議会(主催:幹事市(小牧市)、年3回)
    - ・構成員 市町担当課長(8名)及び担当者
    - ・協議内容 ①センター委託業務内容、②予算、③利用促進計画、④ 利用支援制度運用ルール等制度の検討、⑤その他
  - イ 適正運営委員会(主催:権利擁護支援センター、年6回)
    - 構成員 市町担当課長(4名)、弁護士(1名)、司法書士(1名)、社会福祉士(1名)、精神保健福祉士(1名)、社会保険労務士(1名)
    - ・協議内容 ①個別ケース対応状況の適否の検討、②法人受任の可否 の検討、③利用支援制度運用ルール等制度の検討、④苦情処理委員 会としての対応、⑤その他
    - ・原則偶数月に午後3時半から午後5時まで開催
- (6) 成年後見制度・権利擁護支援センター周知活動
  - ア リーフレットの配付
  - イ ホームページの充実
    - ①相談対応時に使う説明資料、研修会資料などの掲載
    - ②FAQ(よくある質問)、リンク先など参照資料の充実
    - ③動画等の充実
  - ウ 各種会合での御案内
    - 区長会
    - · 民生委員協議会
    - ・障害者自立支援協議会
    - ・居宅介護支援事業所連絡会 など
- (7) 中核機関としての什組みづくりの検討
  - ア 中核機関に求められる機能の検討
    - ①司令塔機能・・・地域の権利擁護支援の全体構想の設計と進捗管

理、コーディネート等を行う。

- ②事務局機能・・・地域における協議会を運営する。
- ③進行管理機能・・・地域において「3つの検討・専門的判断」(「権利擁護支援の方針」、「成年後見制度利用」、「モニタリング・バックアップ」)を担保する。
- イ 地域における成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき内容の検討
- (8) 市町各種諮問委員会等への参加
  - ・地域包括ケア会議、障害者自立支援協議会、地域福祉計画策定委員 会等、権利擁護に関連する委員会に委員として選任されるよう依頼 (無報酬)
- 4 法人独自事業
  - (1) 会員の拡充に努める
  - (2) 会員への活動状況の周知
    - ・メールマガジン、会報を通じて、会員へ活動状況を報告する。

#### 2020年度研修会開催予定一覧表

No	研修名	目的・内容	対象者	予定定員	開催時期	開催地
1	権利擁護講演会	市民・町民への権利擁護の啓発及び成年後見制度	市民・町民	300人	未定	大口町
		の周知のため。弁護士等専門職・学識経験者によ				
		る講演やシンポジウムなど。3時間程度。				
2	権利擁護支援者養	職務上認知症など判断能力が不十分でない人に関	ケアマネジャ	5 0 人	未定	扶桑町
	成研修	わる人や権利擁護支援に関わる仕事に従事する人	一、銀行員、			
		の人材育成のため。6時間×2日間程度。	日常生活自立			
			支援員等			
3	行政職員・福祉職	判断能力のない人に関わる機会のある行政職員や	行政職員、福	100人	未定	小牧市
	員のための成年後	福祉職員に成年後見制度の基礎や関係機関につな	祉関係職員			
	見制度研修会	ぐことを学ぶ。2時間程度。				
4	住民のための成年	住民を対象に成年後見制度の利用について学ぶ。	市民・町民	100人	未定	岩倉市
	後見制度研修会	2時間程度。				
5	地域連携ネットワ	成年後見制度の活用にあたり、チーム支援を推進	行政職員、法	5 0 人	未定	4市町巡
	ーク研修会	するため、法律職、福祉職が連携するための研	律職、福祉職			回を予定
		修。2時間程度				

<sup>※</sup>このほか、随時、地域住民(老人クラブ、民生委員協議会等)、支援組織(地域包括支援センター、自立支援協議会等)からの依頼 要請による勉強会を随時実施する。

#### 2020年度 尾張北部権利擁護支援センター 予算書

#### 収入の部

区分	予算額	前年度予算額	増減額	積算項目	内訳
会費	84,000	81,000	3,000		正会員 団体@5000円×7、個人@2000円×22人、賛助会員@1000円×5人
委託料	21,100,000	19,500,000	1,600,000		4 市町委託料21,100,000円(消費税分増額)
法人後見報酬	666,000	648,000	18,000	後見等受任報酬	在宅@18,000円×12か月×4人
合計	21,850,000	20,229,000	1,621,000		

#### 支出の部

区分	予算額	前年度予算額	増減額	積算項目	内訳
人件費	14,793,000	14,333,000	460,000	人件費	常動職員 2 名、非常動職員(相談員) 1 名、非常動職員(事務員) 1 名、アルバイト、常勤職員 健康診断費用
事業費	678,700	579,000	99,700	普及啓発・研修費	講師謝金220,000円、チラシ製作代22,000円×5回、チラシ送料@165円×200箇所×9回、手話・要約筆記66,000円×2回
	803,000	803,000	0	専門家顧問料	弁護士388,800円/年、社会保険労務士172,800円/年、税理士240,800円
	300,000	300,000	0	適正運営委員会運営費	1回につき10,000円×5人×6回
	90,000	90,000	0	専門家相談料	1回につき15,000円×6回
	30,000	30,000	0	苦情解決委員報酬	1回につき10,000円×1人×3回
	528,000	480,000	48,000	旅費交通費	44,000円×12月
	792,000	480,000	312,000	通信費	66,000円×12月
	144,000	144,000	0	地代家賃	駐車料6,000円×2台×12か月
	1,289,000	1,289,000	0	リース料	車輌 2台分 58,752円×12か月=705,024円 複合機・パソコン 48,600円×12か月=583,200円
	428,000	298,000	130,000	印刷製本費	印刷室利用料54,000円、複合機使用料22,000円×12か月=264,000円、チラシ印刷代22,000円×5回=110,000円
	180,000	114,000	66,000	職員研修費	全国権利擁護支援ネットワーク研修参加費 参加費60,000円 旅費40,000円×3人=120,000円
	132,000	120,000	12,000	新聞図書費	月11,000円×12月
	22,000	21,600	400	保険料	法人後見保険料22,000円
	120,000	120,000	0	支払手数料	平均500円×月20件×12月=120,000円
	120,000	120,000	0	光熱水費	月10,000円×12月
	528,000	120,000	408,000	消耗品費	月44,000円×12月
	1,000,000	0	1,000,000	消費税	
法人運営	160,000	160,000	0	謝金	@4,000円×5人×8回 (理事会7回+総会1回)
負担金	32,000	32,000	0	諸会費	全国権利擁護支援ネットワーク20,000円、4市町社会福祉協議会3,000円×4=12,000円
合計	22,169,700	19,633,600	2,536,100		
当期増減額	-319,700	595,400	-915,100		
租税	71,000	408,000	-337,000	予定納付額	法人税均等割
前期繰越金	3,322,583	2,942,283	380,300		
次期繰越額	3,002,883	3,537,683	-534,800		